

社団法人 富山県農村医学研究会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は社団法人富山県農村医学研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を富山市新総曲輪2番21号におく。

(目的)

第3条 この法人は農山村の実態に立脚して、医療と保健に関するすべての問題を調査研究し、健康な農山村生活を築くために寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 農山村に関する医学的調査、研究ならびに保健活動
- (2) 保健に関する啓蒙ならびに会報その他必要な印刷物の発行
- (3) 研究発表会ならびに講演、講習会の開催
- (4) 農山村医療機関の管理ならびに運営に関する調査、研究
- (5) 日本農村医学会ならびに関係研究会との連絡および協力
- (6) その他目的を達するための必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 この法人の会員はこの法人の目的に賛同して入会した者とする。

(会費)

第6条 この法人の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、または解散したときは退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき
- (2) この法人の名誉をき損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第10条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員および顧問等

(種別および選任)

第11条 この法人に、役員として理事10人以上20人以内および監事2人をおく。

- 2 役員は総会において選任する。
- 3 理事は互選により会長1人を定める。
- 4 理事および監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長はこの法人を代表し、会務を統括する。

- 2 理事はあらかじめ会長に事故があるとき、または会長が欠けたときその職務を代行するものを定めておくものとする。
- 3 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においては、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは総会の議決により解任することができる。

(顧問)

第15条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会の承認をうるものとする。
- 3 顧問は理事会に出席し、意見をのべることができる。

(参与)

第16条 この法人に参与をおくことができる。

- 2 参与は理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3 参与は会長の諮問に対し、意見をのべることができる。

(専門研究員)

第17条 この法人に専門研究員をおくことができる。

- 2 専門研究員は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3 専門研究員は、第4条の事業を行なうための専門的な調査、研究の業務を行なう。

(事務局)

第18条 この法人に事務局をおく、事務局に事務局長および職員をおく。

- 2 事務局長および職員は、会長が委嘱する。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第20条 総会は会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

(職 能)

第21条 総会はこの定款に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の決定

(2) 事業報告および収支決算ならびに財産目録の承認

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第22条 通常総会は毎年1回4月または5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または総会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は会長が必要と認めたとき、または理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(招 集)

第23条 会議は会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項および場所を示して開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長はその総会において、出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第25条 会議は総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の同意をもって決する。

(書面議決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員、またた理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 錄)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 会員または理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した会員または理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 資産および会計

（資産の構成）

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴なう収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他収入

（資産の管理）

第30条 資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

（経費の支弁）

第31条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

（事業年度）

第32条 この法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第33条 この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を経、富山県知事の許可を得なければ変更することができない。

（解散および残余財産の処分）

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび次項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、富山県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第7章 雜則

（委任）

第35条 この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

1. この定款は、富山県知事の設立の許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず昭和46年5月31日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第21条第1項第1号および第2項第2号の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は第32条の規定にかかわらず設立の許可のあった日から昭和45年3月31日までとする。